

## 手数料表

当社は、職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料を下記のとおり明示します。  
個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

### 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は、求人者とします
【一般登録型】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または500,000 円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または250,000 円)</p> <p>手数料負担者は、求人者とします。</p>
【一般登録型】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<p>成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または30,000 円)</p> <p>手数料負担者は、求人者とします。</p>
【サーチ/スカウト型】 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 30,000 円</p> <p>活動1日あたり 8,000 円 (または、活動1時間あたり) 1,000 円</p> <p>成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (または500,000 円)</p>

